

事 務 連 絡

令和2年1月30日

石川県建設産業連合会 御中

石川県土木部監理課

国土交通大臣に対する建設業の許可申請等に係る都道府県経由事務の
廃止及び国土交通大臣許可に係る許可証明書の取扱いについて

本県の土木行政につきまして、日頃から多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、北陸地方整備局建政部計画・建設産業課長より標記事務連絡がありましたので、お知らせいたします。

つきましては、貴協会会員等、関係者にご周知いただきたく、お願い申し上げます。

(事務担当)

石川県土木部監理課

建設業振興グループ

TEL:076-225-1712

事 務 連 絡
令和 2 年 1 月 21 日

新潟県土木部監理課長 殿
富山県土木部建設技術企画課長 殿
石川県土木部監理課長 殿

北陸地方整備局
建政部 計画・建設産業課長

国土交通大臣に対する建設業の許可申請等に係る都道府県経由事務の
廃止及び国土交通大臣許可に係る許可証明書の取扱いについて

令和 2 年 4 月 1 日以降、標記の件については、別添資料のとおりいたします
ので、お知らせいたします。

つきましては、建設業者、貴県自治体等に対して、別添資料による周知をお願い
いたします。

(担当: 計画・建設産業課 建設業係)



国土交通省 北陸地方整備局

大臣許可業者のみなさまへ大事なお知らせ！！ ～申請窓口が変わります！！～

令和2年4月1日から、建設業許可関係、経営事項審査の各種書類は、北陸地方整備局建政部計画・建設産業課に直接持参又は郵送にて提出して下さい。

最寄りの県窓口では受付できませんので、ご注意下さい。

【直接、北陸地方整備局へ提出となるもの】

- ・建設業許可申請書(新規、更新等)
- ・決算変更届等の各種届出
- ・経営事項審査申請書

※北陸地方整備局管内(新潟県・富山県・石川県)のいずれかに主たる営業所を有する大臣許可業者のみなさまが対象です。

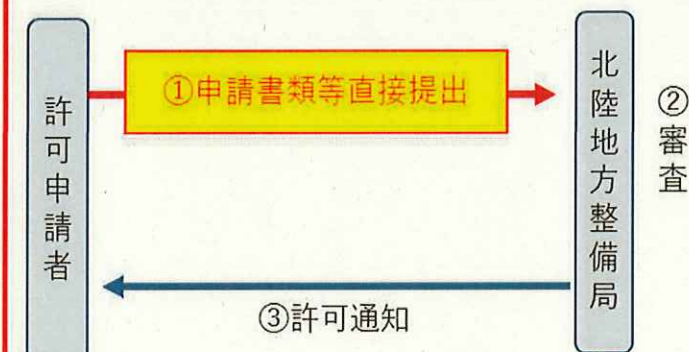
現 状

令和2年3月31日まで



廃止後

令和2年4月1日から



■提出部数は正本1部です。

■受付印(受理印)は、FAX返信にて対応いたします。

各種書類を提出する際は、必ず連絡先が確認できる別紙(担当者連絡票)を合わせて提出して下さい。

(担当者連絡票及びFAX返信用の様式は北陸地方整備局ホームページに掲載しております。<http://www.hrr.mlit.go.jp/kensei/sangyo/index.html>)

<提出先・問合せ先>

〒950-8801

新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館 2階

北陸地方整備局 建政部 計画・建設産業課

TEL 025-370-6571(直通)

担 当 者 連 絡 票

※下記連絡先を記入の上、申請書と合わせて提出いただきます
ようにお願いします。

事業者	
担当部署	
担当者	
TEL	
FAX	
備考	

F A X 送 信 票

〈発信年月日〉 令和 年 月 日

〈 発信枚数 〉 本紙（送信票）含み 枚

この度、提出のありました、

建設業許可申請書
変更届出書
経営事項審査申請書

について、

受付印（受理印）を押印した控えを、別添のとおり送信いたします。

なお、この送付書の受け取り確認のため、到着後速やかに、下記受領書に必要事項を
ご記入の上、F A Xにてご返送をお願いします。

〈発信者〉 〒950-8801

新潟市中央区美咲町 1-1-1 新潟美咲合同庁舎 1 号館
国土交通省北陸地方整備局 建政部 計画・建設産業課

T E L : 025-370-6571（直通）

F A X : 025-280-8746

受 領 書

受付印（受理印）を押印した控えを受領しました。

令和 年 月 日

会社名 _____

受領者 _____

連絡先(TEL) _____

- 「許可証明書」は、許可行政庁において当該建設業者の許可が有効であることを証明するもの。
- 許可行政庁が「許可証明書」を発行している本来の目的は、許可の更新の申請があつた場合において、従前の許可の有効期間までに更新の申請に対する処分がなされないときは、従前の許可がなおその効力を有する（建設業法第3条第4項）ことを証明すること。
- しかしながら、許可の更新申請時期に関わらず、公共工事の発注者や元請業者からの求めに応じるため、現時点における許可が有効であることを証明するための発行が多数である。
- 一方、国土交通省では現在、『建設業者・宅建業者等企業情報検索システム（HP）』により、不特定多数の者が随時検索できるような環境を整備しているの、常時建設業の許可情報を確認することが可能である。
- ついては、本来の目的及び上記の状況を踏まえ、国土交通省（地方整備局等）が『許可証明書』を発行するに当たっては、令和2年度から次のように運用を統一する。

▶ 令和2年4月以降、地方整備局等で発行する『許可証明書』は、建設業法第3条第4項の効力を有していることを証明する場合に限り行うこととする。

なお、「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」による確認ができない事項がある場合や、許可証明書の使用目的が災害による許可通知書の滅失、海外建設工事の受注に必要な場合等、特段の事情がある場合はこの限りでない。

△更新の申請があつた場合において、許可の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

業者名・許可番号等から許可の状況について確認することが可能です。
<https://etsuran.mlit.go.jp/TAKKEN/>



国土交通省 北陸地方整備局

**大臣許可業者のみなさまへ大事なお知らせ！！
～建設業許可証明書の取扱いが変わります！～**

令和2年4月1日から、建設業許可証明書については、
下記の場合に限り、発行することになります。

■現在、許可の更新を申請中であり、
当該申請に対する処分がなされていない場合

※請求は、原則として一の更新申請につき1回、1部限り

■「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」✕
による確認ができない事項がある場合や、災害による許可
通知書の滅失、海外建設工事の受注に必要な場合等、
特段の事情がある場合

✕建設業者・宅建業者等企業情報検索システム

<https://etsuran.mlit.go.jp/TAKKEN/>

※許可証明願の様式は、北陸地方整備局ホームページに掲載しております。
<http://www.hrr.mlit.go.jp/kensei/sangyo/index.html>

<お問い合わせ先>

〒950-8801

新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館

北陸地方整備局 建政部 計画・建設産業課

TEL 025-370-6571(直通)